

須賀川市地域密着型サービス事業者等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第23条の規定による地域密着型サービス等(地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者又はこれらの者であった者(以下「地域密着型サービス実施者等」という。)に対して行う保険給付に関する文書の提出等及びそれに基づく措置として、地域密着型サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う介護給付及び予防給付(以下「介護給付等」という。)に係る地域密着型サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容並びに介護給付等に係る費用(以下「介護報酬」という。)の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導の対象)

第2条 指導の対象は、地域密着型サービス実施者等、指定地域密着型介護サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者(以下「サービス事業者等」という。)とする。

(指導の実施)

第3条 指導は、保健福祉部高齢福祉課の職員及び市長が必要と認める職員が行う。

2 前項の指導を行う者は、その身分を示すため、介護保険検査員証(様式第1号)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導の方針)

第4条 指導は、「指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第129号)、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」(平成12年厚生省告示第22号)等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導の形態)

第5条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、サービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 市が単独で行うもの(以下「一般指導」という。)

イ 市が厚生労働省又は福島県と合同で行うもの(以下「合同指導」という。)

(指導対象の選定)

第6条 指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

ア 新たに介護給付等対象サービスを開始したサービス事業者等については、介護給付等対象サービスを開始した当該年度内に実施する。

イ その他、集団指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 一般指導は、毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、サービス事業者等を選定する。

(イ) サービス事業者等の内部告発、利用者およびその家族などからの情報提供を受けて、一般指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(ウ) その他、特に一般指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

イ 合同指導

(ア) 合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(イ) 複数の市町村において指定を受けているサービス事業者等で、合同指導が適切であると認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(ウ) その他、特に合同指導を要すると認めるサービス事業者等を対象に実施する。

(3) 福島県及び他市町村との連携

福島県及び他の市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実地指導の実施に努めるものとする。

(指導方法等)

第7条 指導の方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

- (ア) 実地指導の根拠規定及び目的
- (イ) 実地指導の日時及び場所
- (ウ) 指導担当者
- (エ) 出席者
- (オ) 準備すべき書類等

イ 出席者

指導にあたっては、実地指導の対象となるサービス事業者等のうち、管理者に出席を求めるほか、必要に応じて計画作成担当者、介護従業者及び介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求めるものとする。

ウ 指導方法

実地指導は、管理者及び関係職員から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

エ 指導体制

4名以上で班を編成し、うち1名以上は係長職以上の職にある者とする。

オ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、指導実施後、原則30日以内に文書によって指導の通知を行うものとする。

カ 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、結果通知後、原則30日以内に文書により報告を求めるものとする。

キ 介護報酬の過誤による自主点検に伴う自主返還

実地指導の結果、介護報酬について過誤による調整が必要と認められた場合は、当該サービス事業者等に対して、指導事項にかかる他の利用者の過去分の介護報酬も含めた自主点検を指示する。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「須賀川市地域密着型サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 須賀川市地域密着型サービス事業者等指導要綱(平成18年8月4日施行)は、廃止する。

様式第1号(第3条第2項関係)

(表面)

	<p>介護保険検査員証 (法第78条の6関係)</p>
--	---------------------------------

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日交付 (有効期限:平成 年 月 日)</p> <p>市長印</p> <p>職名 氏名</p>	<p>介護保険法(抄)</p> <p>(報告等)</p> <p>第78条の6 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第24条第3項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p>
--	--